

会 議 録

会議の名称	平成19年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成19年5月25日（金） 午後6時～7時35分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	2人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成18年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成19年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成19年5月25日（金）午後6時～7時35分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成18年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①安全・安心メール配信システム ②学童保育所運営業務関係 ③東小金井駅北口土地区画整理業務関係 ④特別支援学級生徒の位置確認システム利用申請書
⑤東京都老人医療費助成制度（マル福医療制度）に係る廃止届出

(3) 諮問事項

諮問第1号 私立幼稚園等補助金による保育料の多子軽減に係る保育業務システムの目的外利用について

諮問第2号 安全・安心メール配信システム業務委託について

諮問第3号 小金井市職員互助会福利厚生事業業務委託について

諮問第4号 特別支援学級生徒の位置確認システムの委託について

(4) その他

ア 前回諮問の東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて（報告）

イ 次回7月の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	白 石	孝	戸 張 雅 子
平 沼 昌 子	本 莊	卓	峯 村 雄 二
村 岡 輝 一	望 月	皓	森 田 健

【市側】

松永総務部長

<地域安全課>

三井地域安全課長

畑野地域安全課主査

<保険年金課>

當麻老人医療係長

<児童青少年課>

小野内児童青少年課長

松永学童保育係長

小澤児童青少年課主査

<区画整理課>

高橋区画整理課長

梅原区画整理係長

<学務課>

福田学務課長

鴨下学務係長

秋葉学務係主事

田中学務係主事

<職員課>

岡部職員課長

加藤職員課長補佐

<情報システム課>

落合情報システム係長

<総務課>

河内総務課長

河野総務課長補佐

稲村情報公開係長

三浦総務課主査

【会 長】

ただいまから平成19年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

(人事異動の紹介)

【会 長】

それでは、まず、平成18年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。なお、平沼委員の発言部分の訂正につきましては、お手元に配布しております訂正部分の記録確認がありますので、各委員において文言の確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(訂正等なし)

それでは、ほかに訂正等はないといたしまして、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により「個人情報保有等届出状況」を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出の開始に関するものが16件、廃止が12件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「私立幼稚園等補助金による保育料の多子軽減に係る保育業務システムの目的外利用について」、同条例第27条に基づく「安全・安心メール配信システム業務委託について」、「小金井市職員互助会福利厚生事業業務委託について」、「特別支援学級生徒の位置確認システムの委託について」の合計4件となっております。細部につきましては事務局をして説明をさせますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、確かにちょうだいいたします。

それでは、直ちに報告事項に入ります。審議に入る前に説明を受けたいと存じます。まず個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見あるいは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと、そのような手順で進行をしたいと存じます。事務局から報告事項の説明をお願い

いたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。今回の届出は、開始16件、廃止12件でございまして、変更の届出はございません。この報告書の1ページ、部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございまして、保険年金課の12件につきましては廃止の届出で、それ以外は開始の届出でございまして。

では、2ページをお開きください。2ページは内訳となっておりますが、この内訳の最初の29-25と、次のページの31-37については、右側の備考欄に「諮問関連」と書いてありますので、諮問と関連する届出でございまして、後ほど諮問のときに合わせて御報告させていただきたいと思っております。

それでは、個々の届出の説明に移りたいと思っております。4ページをお開きください。2番目の16-46から、5ページの2番目、16-49までにつきましては、学童保育所運営業務にかかわる開始の届出でございまして、これは学童保育所の運営の中で日常的に使用するものでして、障害児入所規準表、観察結果及び所見、緊急時用連絡カード、取下願の4件でございまして、個人情報の内容につきましては、氏名・生年月日・住所等届出書おのおのにあります。その欄に書いてあるとおりでございまして、収集方法については本人からで電算入力はしません。担当課は児童青少年課でございまして。以上です。

【会 長】

それでは、ただいま事務局から報告がございましたが、早速、委員の皆様から御意見もしくは御質問あればお受けいたします。平沼委員、お願いします。

【平沼委員】

学童保育に通っている障害児の方は何名いらっしゃるのでしょうか。

【児童青少年課長】

障害児数は平成19年4月1日現在で11名です。

【平沼委員】

ありがとうございました。地域的には、どのようになっているのでしょうか。

【児童青少年課長】

小金井市には9施設の学童保育所がありまして、分散して6か所に障害児が入っております。

【会 長】

よろしいですか。

【平沼委員】

はい、結構でございます。ありがとうございます。

【会 長】

他にこの件につきまして何かございますか。本荘委員、お願いします。

【本荘委員】

実は以前からお聴きする機会がなかなかなかったもので、この機会にお聴きしたいのですが、最近、障害児の「害」という字を平仮名表記に意図的にするような自治体も増えているように思うのですが、小金井市は依然として漢字を使っていらっしゃるのですが、この辺りは、市としては今後取組を変えていくお考えはあるのでしょうか。

【総務部長】

これには経過がありまして、まず障害の「害」という字が、現在は常用漢字ですが、かつては当用漢字とっていました。当用漢字の時代「がい」というのは「石」に得するの「碍」の字を使っていました。当用漢字がその後常用漢字になり、その字がなくなってしまったということで、現在のような字を当てたという経過があるのです。そういう中で、要するに「害する」ということで、非常に印象が悪いという声がかかり出てきました。その結果、最近結構多いのですが、志木市、鎌ヶ谷市、町田市、沖縄、多摩、札幌、福岡、それから最近では板橋区というように、「害」を平仮名でという意見があります。

【会 長】

「害」の字だけですか。

【総務部長】

「害」だけを平仮名で書くことには障害者団体からも意見がありまして、ただ単に「害」を平仮名にするだけでは意味がないのではないかというような意見もまだあります。したがって、まだ定着はしておりません。ただ、法的に例えば障害者基本法など法律の面では変わっておりませんので、市としても、法令文で引用する場合については、公的には障害者の「害」を漢字で使っております。

他市の動きを見ましても、「害」を平仮名に直すところがそれなりに出ておりますが、今申しましたように、障害者団体の中にも意見が割れていまして、「碍」を使うところもあるのではないかということも含めて、定着しておりません。そ

それぞれ一定の考え方はありますが、ある程度定着していく中では、当市としても、そのような考え方を場合によっては取り入れることもあり得るのではないかと思います。以上です。

【本荘委員】

ちなみに、私の知り合いの障害児を持ったお母さんが、この字を、もちろんそういう意味ではないのだけれども、うちの子供が何か皆さんに害なのでしょうかというようなことをおっしゃったのがすごく印象的だったのです。やはり障害者の方や家族の方は少なからず傷ついている場面があるというのを私実感したものですから、その辺りもお考えいただければと思って質問させていただきました。

【会 長】

どなたかお答えいただけますか。

【本荘委員】

いえ、結構です。

【会 長】

では、御意見ということで。これは表現にかかわることで、審議の背景を含めて、重要な表現にかかわる問題、認識にかかわる問題として受け止めておきたいと存じます。

それでは、ほかに御質問がないようでしたら、本件を承認とさせていただきます。

それでは、続きましてお願いいたします。

【総務課長】

それでは、5ページの最後の届出番号38-46から、8ページの最後の38-55までの10件ですが、これらは東小金井駅北口土地区画整理事業にかかわる届出で、担当課は区画整理課でございます。この件につきましては、前回の審議会でも御説明申し上げましたが、現在は地権者等への仮換地案を示しまして、換地計画の策定に向けた作業を精力的に進めているところでございます。かなり専門的な名称なのですが、各筆画地別換地設計資料表から権利指数及び清算指数調書までの10件につきましては、これらの事業の中で使用するものでして、個人情報の内容については、氏名・地番・地目等で届出書にあるとおりでございます。収集方法については本人からで電算入力はいたしません。以上です。

【会 長】

ただいま、届出番号38-46からの10件について届出状況に関する事務局

からの説明がございました。早速、これについての御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

特に御意見がないようですので、これを承認とさせていただきます。

それでは、次をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、9ページの最初の31-37につきましては、これは諮問第4号と関連いたしますので、ここでは説明を保留させていただきます。最後の届出番号11-61他11件という届出、これは保険年金課からの廃止の届出でございます。12件につきましては、11ページに一覧表がございますので、こちらを御覧ください。この廃止届は、今回もその他の議題になっているのですが、前回の後期高齢者の医療費の問題とも関連いたしまして、東京都を中心として、都道府県が独自に実施していた老人医療費助成制度、いわゆるマル福とっていた分ですが、これが今年6月までに向けて段階的に縮小されてきましたが、最終的に平成19年6月30日付けで廃止となります。そういう意味で、その制度がなくなってしまうために、マル福にかかわる個人情報についても保有の必要がなくなるということで、今回、廃止の届出となるということでございます。詳細については、担当課も来ていますので、そちらの方でお願いします。以上です。

【会 長】

ただいま総務課長のほうから、廃止届に関しまして、マル福医療証交付申請書他11件、別紙があるわけでございますが、その一覧にかかわる事項についての内容の説明がございました。御質問、御意見ありましたらお受けいたします。

(質問、意見なし)

特に御質問、御意見等ないようですので、これを承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これをもちまして報告事項につきまして終了いたします。

それでは、次に諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問について御説明申し上げます。諮問書を御覧ください。今回の諮問につきましては、諮問第1号から第4号までの4件となっております。

それでは、1ページをお開きください。諮問第1号は私立幼稚園等補助金による保育料の多子軽減に係る保育業務システムの目的外利用についてで、条例第1

2条第2項及び第3項の諮問でございます。これは、幼稚園、保育園、認定こども園等に複数の園児が就園している場合のいわゆる保育料の多子軽減についての説明です。2ページに簡単な説明が載っていますので、多子軽減についてはそちらを御覧になっていただければと思います。

これまでは、幼稚園に2人以上就園している場合については2子以降の保育料を軽減し、又は保育園に2子以上在園している場合についても同様の扱いをしていたのですが、例えば第1子は保育園で第2子が幼稚園という場合については軽減されていませんでした。それを今年度から、同一世帯から幼稚園、保育所等を利用している園児すべてを対象として、第2子以降を軽減対象にすることに変更されます。この制度の変更に伴いまして、幼稚園の補助金を算定する学務課におきまして、世帯における補助対象者が保育園に在籍しているかどうか、これを把握しなければ軽減の計算ができないということになりましたので、この業務システムを利用して、幼稚園にいる上の子供が保育園に在園しているかどうかを確認した上で補助金を計算しようというものです。目的外利用をする課は学務課、させる課は保育課で、利用する個人情報、保護者氏名・園児氏名・住所・性別・年齢でございます。以上です。

【会 長】

ただいま諮問第1号にかかわる具体的な内容につきまして総務課長から御説明がございました。この事項に関しまして、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。森田委員、お願いいたします。

【森田委員】

教えていただきたいのですが、認定こども園とありますね。これは、保育所と幼稚園の枠を超えたもので、新しくできたというのは理解しているのですが、そうしますと、認定こども園、幼稚園、保育所と三つも出てきます。今までは、幼稚園というのは学校ですから文部科学省、保育所は保育施設だから厚生労働省、今度、認定というのは両者に基づいていますから、一体どこが管轄するのか、余計複雑になっている気もするのです。その辺のところ、諮問とはちょっと関係ないのですが、教えていただきたいと思います。

【会 長】

ただいま森田委員から目的外利用等をしようとする理由の中に記載されて対象になっている幼稚園、保育所というのはだれでも分かりやすいところですが、認定こども園について、具体的にどのような扱いをしているのか、事務方もしく

は担当課から御説明を加えていただきたいと思います。では、担当課、よろしく
お願いします。

【学務課長】

これは確かに私共もまだなかなか理解し切れておりませんが、幼稚園と保育園の連携というような意味合いで、幼保で始めた制度でございます。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律というものがございまして、その法律の中で、認定こども園の認定につきましては、都道府県の条例を制定して、その中で決めるという内容のものでございます。そして、今委員がおっしゃったように、いわゆる幼稚園と保育園とそれぞれの担当の中で長年利用されてきたわけですが、近年、少子化に伴いまして、定員割れが生じる、その中で、幼稚園に空きが出る、また、逆に保育園については、働く親の増加に伴いまして、保育園の待機児が生ずるといような、非常にアンバランスな状況が出て、そこで幼稚園、保育園の連携という部分の施策が国での課題になったわけでございます。そして、市としましては、就学前児童への総合的な幼児教育、保育、地元における子育て支援、地域施設として都道府県による認定制度を設けるとい形の中で、現在、認定こども園ができております。ただ、現実には、東京都の場合ですと、新宿区で1園、世田谷区で2園、現在設立されているのは、東京都内で3園でございます。

そのような現状の中で、少子化の中でさらに子育て支援のために、ここでいいますと国の就園奨励費、それから都と市でやっております保護者の助成、その二つの制度につきまして、より保護者への補助額を出していきたいと。そういった意味で、今までは、幼稚園の中に兄弟がいなければ、長男あるいは次男というような形で、1子、2子というような表現をしたのですが、それを、例えば長男が保育園にいて次男が幼稚園にいた場合、その場合は、長男は保育園の補助ですが、次男につきましては、第2子という位置付けをして、幼稚園の方の補助金を出します。第2子というのは補助額が高いですから、保護者にとっては有利という、そのような制度が出てきておりまして、この認定こども園につきましても、いわゆる幼稚園が主体になる幼稚園型、あるいは保育園が主体になる幼保連携型、あるいは保育所型や地方裁量型の4種類のものがあります。委員さんのおっしゃるような複雑な体制になりますが、より子育ての支援のためということで、国でできてきた体制というものでございます。以上です。

【会 長】

いずれにしても、幼稚園というのは、御承知のように、文部科学省所管の制度ですし、保育園というのは厚生労働省所管のもので、従来から行政の効率化のためには幼保連携というのが行政効率を高める上からでもやはり図られるべきなのでありますが、ただいまの御説明にもありましたように、人口減少社会という大きな社会状況の転換の真ただ中にあるということですので、こういう施策が進んだのではないかと私は、事務局の説明を聴きながら、そのように感じた次第でございます。

この件につきましてほかに御質問は。峯村委員、お願いします。

【峯村委員】

目的外利用等をさせるというところですけども、保育業務システムを利用するところが、学務課ということですが、その辺のチェック体制は具体的にどういう形でされているかお聴きしたいと思います。

【学務課長】

現実にはまだこの制度は行っておりませんので、現在は、保育台帳は全く私共触っておりません。ここで、保育園に兄弟がいるかないかということを確認するために、私共が確認を取れるのはまずこの補助金の申請書、申請書の記載を細かく、例えば、長子がいて、どこの保育園在園で、2子がいて、どこの幼稚園在園というような形の、それぞれの家族構成をそこに書き込んでいただいて、保育園という字句があるものにつきまして、今お願いしておりますこの目的外利用の保育台帳を利用させていただきたいと考えています。

【峯村委員】

逆に保育課の方なのですが、学務課が、見に来たとき、そこのチェックというのがどのようになるかということをお聴きしたかったのです。そこのチェック体制がないと、違う部署の方がぽっと来てそれが漏れるという危険性もちょっと考えられるものですから。

【会 長】

では、その確認方法につきまして、学務課長、お願いします。

【学務課長】

私共、組織が小さいものですから、この業務を担当するのは1人しかおりません。ですので、特定できますので、そこでの閲覧等をお願いできると考えております。

【峯村委員】

分かりました。

【会 長】

よろしいでしょうか。

他にこの件につきまして何かございますか。特にないようでしたら、承認いたします。

それでは、諮問第2号について御説明をお願いします。なお、これは、先ほど御説明申し上げましたように、届出報告とかかわる諮問でございます。よろしくをお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問書の3ページ、諮問第2号の安全・安心メール配信システム業務委託に関する条例第27条第3項の委託の諮問でございます。会長からも御説明がございましたが、この件につきましては、先ほどの届出の報告の中で保留しておりましたので、届出の報告を先にさせていただきます。報告書の4ページ、最初の届出で安全・安心メール配信システムでございます。担当課は地域安全課となります。個人情報の内容は利用者のメールアドレスで、収集方法は本人から、電算入力があり、委託処理となります。

この安全・安心メールについては、諮問書の4ページ、5ページに概要が示してありますので、こちらを御覧ください。このシステムの目的は情報発信で、希望する登録者に対して、市の担当課が犯罪者の情報やいろいろな事件の情報を入手後できるだけ速やかにメール配信するものでございます。

委託の諮問の内容でございますが、まずメール配信の希望者の登録作業と希望者のメールアドレスの管理の委託でございます。具体的に申しますと、5ページのシステムのイメージですが、利用希望者がメールで業者のメールサーバに申込みを空メールで打ちまして、業者のサーバで配信希望者のメールアドレスを管理いたします。登録時に必要なのは登録希望者のメールアドレスのみで、住所、氏名等については、入力はないということです。そして、担当者が犯罪情報等を入手して委託業者のサーバに送信しますと、登録者のサーバシステムの方で配信希望者全員に情報を送信するというシステムになります。

以上のようなシステムの委託でございまして、継続的な委託となりまして、個人情報の保護措置としましては、諮問書の3ページで受託者への条件を示しております。以上です。

【会 長】

ただいま事務局から諮問第2号に関しまして、先の報告事項と合わせまして御説明がございました。この件につきまして御質問、御意見等あればお願いしたいと思っております。望月委員、お願いします。

【望月委員】

今御説明いただいた資料の矢印の中で、配信の必要性を認めた情報を送るということで、市からそれを提供して業者の方にとというような流れのようですが、この配信の必要性というのは、市では何かあった場合には最終的な判断は市長さんなのだと思いますけれども、特定のシステムでそういうことを決めるようになっているのかどうかということと、その中で不審者等の情報も送るということなので、十分にその辺のチェックがないと逆に人権の問題にもなりかねないので、どのような考え方なのかお聴かせいただきたいのですが。

【会 長】

ただいまの望月委員からの説明要求がございましたが、担当課のほうで説明を加えてください。

【地域安全課長】

今、2点ほどの御質問をいただきました。

システムの方では、私共はまだ確立はしていませんが、課長、それから部長、そのあたりまでの判断を仰いだ上でするようになってはいるのですが、やはり警察署ともいろいろ調整の上で、了解のもとで発信するという考え方を持っております。また、今一番多い例が、教育委員会が一番情報を持っているということがありますので、教育委員会の了解も得ながら、総合的な判断をしたいと思っております。

2点目ですけれども、文面もいろいろ案を作っているのですが、特定するような内容ではまずいケースもあるので、地域もアバウトに何町何丁目あたりのところで、男女の区別も、年齢なども、その辺のところ、お子さんとかというような表現になっていくと思っております。この間も一件の迷子の例があったのですが、そういうときに、ある程度の情報を流しますと保護者の方に了解をいただいた上で情報を流したようなケースもあります。そのときはまだ配信メールができていませんから、地域防災無線やいろいろな方法で流したのですが、このように、その辺は細心の注意をしながら進めていきたいと思っております。

【望月委員】

ありがとうございました。

【会 長】

他に特に御質問、御意見ありますでしょうか。白石委員、お願いします。

【白石委員】

質問ですが、登録情報がメールアドレスだけということで、なおかつ直接受託業者が管理をするというようになっていますが、そうすると、要するにメールアドレスの所有権というのはどういう形でどこにあるのか。これは市の事業ですよ。市の事業ですから、基本的には市が保有管理をする責任、責務があると思いますが、市と受託業者との関係、例えばどのような契約で個人情報の扱いをしているのか、その辺を少しお聴かせいただきたい。

【地域安全課主査】

メール配信業者等が委託業者としてまだ決まっていません。ただ、その中で、メールの管理自体をASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）という部分で使用する際に、そのサイトに利用させる、自治体が参加するというふうに思っているところと、先ほど言われたように、市が委託業務として発注するという部分で、ASP（業者）の中でも若干取扱いの観点が違うところがありまして、そういう意味で、どちらにはっきり決まっているということではないものですから、そのような書き方をさせていただきました。このイメージ図には書いていないのですが、登録をするときに利用規約に承諾をして入るという意味合いで、サーバとしては、当社のほうの利用規約に沿って入っていただいたのだから、それはうちのアドレスですというような観点を取るところもあるということで、そのような書き方をさせていただきました。

【会 長】

白石委員、いかがですか、お分かりに。

【白石委員】

一般的には、諮問の3ページの受託者への条件に盛られているとは思いますが、市では直接管理できない、完全に業者さんの方にゆだねられてしまうので、特に、こういうことはないとは思いますが、地域安全課が全部流す情報を一度管理するわけですよ。そこで判断をして流すわけですが、例えばダイレクトに、緊急だからということで、警察から市をパスして直接この受託業者に流れてしまうということもないとはいえないですよ。だから、そういう意味でいうと、相互の関係を厳密にしておいていただきたいのです。もちろん安全に対する緊急性とか、そういういろいろな事態はあるとは思いますが、やはり市がや

るとしたら、その責任体制は市に明確に置いておいていただきたいということです。

それから、先ほどの望月委員の御指摘、非常に正しい御指摘だったと思いますが、よく不審者というようにいうときには、例えば絵に描くと、サングラスをかけた人が絵柄として出てきたり、それからあとは、あえて誤解を恐れないで言いますと、障害のある方の動きとか言動が少し一般の方からするとおかしいというときに、あの人はおかしいというような、そのような誤解を招くこともよくあるんですよね。ですから、不審者情報の扱いを市の担当としてやはり厳密、厳格に判断をして、まかり間違っても流言飛語的なことにならないように、慎重に対応していただきたいということです。

【会 長】

では、御意見としておっしゃったということですね。

それでは、村岡委員、引き続きお願いします。

【村岡委員】

非常に単純な質問なのですが、このシステムの関係で、委託業者に対して登録者、利用者がメールアドレスを提供する。こういう関係になるわけですが、実際に例えば1回利用しますと3円のポケット料がかかる。そうなりますと、委託業者と加入の電話業者ですか、その関係で、当然お金が実際に引き落とされるわけですね。だから、その辺の関係で、メールアドレスは直接提供するわけですが、間接的な周辺情報として今加入している電話会社からこちらの業者のほうに行くのかどうか、その辺がちょっと私も分からないものですから、その辺りを少しお聴きしたいということ。

それから、これは個人情報の関係ですが、これはいいことだと思うのですね。ですから、ほかの市町村でもこういう動きがあるとなれば、どういう情報があるのか、あるいは今後増えていくのかということ。

3番目には、情報を実際に自分が必要なときに必要な情報を開いて受信するのか。それとも、メーリングリストというのがありますよね。一斉に登録者に対して同じ情報を全部流すのか。それは、開ける開けないにかかわらず届くのかどうか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

【会 長】

では、ただいま村岡委員から大きく分けて2点御質問がありました。1点は、メールアドレスについて、加入登録することにかかわる関連情報の移動とか管理

の問題です。それから、2点目は、そういう技術的なことに多少かかっているのですが、いずれにしても、情報がどういうふう管理され、また流れるのか。関係業者間含めて、これらについて、技術的なことは多少あると思いますが、担当課の方から御説明お願いできますでしょうか。

【地域安全課主査】

今御質問されましたパケット、メールを配信する際にかかる3円というものは、メールを登録するときにはサイトの方に1回戻るところもあるのですが、基本的にはメールで配信をいたします。入ってきた情報については、サーバから一斉に同じ情報を登録者に流すという形でメールを配信していくという形になっています。

それと、次の他団体の状況としましては、都内全53市区町村の中でこのようなメール配信システムを行っているのは45市区町村というような状況になっております。

【会 長】

御説明が短かったのですが、よろしいですか。

【村岡委員】

私もちょっとシステムというのがなかなか分からなかったものですから。それと、おそらく、小金井市内の情報ですから、例えば緑町で、あるいは梶野町で、今不審者が出て、不審者というのかなり具体的な犯罪も含めて特定され、そして、今逃げていると。ちょうど学校が終わって帰宅時間だというときに、非常にリアルな情報ですよ。PTAの方とかお母さんとか、一番知りたい情報というのはそういうときなのだと思うのです。だから、そういう本当に緊急の場合、リアルタイムに大事な情報というのは提供しなければいけないと思うのです。その辺は、市の情報管理、提供の基準ですか、そういうことは一定作っておいたほうが。そうしないと、せっかくこれに加入はしたけれども、昨日の情報だと、普通のニュースだということになり、あまり意味がないと思うのです。ですから、その辺のことはなかなか難しいことだと思うのですが、意見として、今後、運用上の課題として考えていただければと思います。

それと、先ほども委員さんがおっしゃったのですけれども、不審者情報については、私も障害者の施設に勤めているものですから、ついこの前こういうことがありました。いろいろ訓練し、お母さんも見守りながら、ようやく自分1人で通所できるようになり、みんなが喜んでいました。ところが、見た目は、知的障害

があるものですからなかなか理解されず、不審者に間違われる可能性があり、一時ちょっと間違えられて、家族もショックを受けた状況があるのです。それでも、地域的にみんなで応援しながら、一層自分で自信を持って通所できるようにしようよと、そういう地域的な流れを今作っているのですけれども、そういう点で、情報提供というの、不審者の提供というのはなかなか難しいとは思っていますので、そういった配慮をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【会 長】

それでは、ただいまの村岡委員の発言は御意見として承っておきたいと思ひます。

他に特にございますか。それでは、森田委員お願ひします。

【森田委員】

受託者への条件なので、これは、ほかのところはプライバシーマークの取得が条件になっているのですが、この諮問事項に取得条件がないのはどういふわけなのでしょう。

【地域安全主査】

今回これを載せさせていただいたという部分では、市の内部情報の規定等の関係から載せていただいたわけですが、プライバシーマーク等についての考えとしては、今回明確にそこに載せるという形では書いておりません。この中で私共が考えていることは、個人情報保護法を遵守し、J I S規定に基づいた形で、個人情報保護方針、個人情報保護規定が設けられている事業者であれば問題ないのではないかと考えている関係で、プライバシーマークについては特に記載しませんでした。

【会 長】

森田委員、よろしいでしょうか。

【森田委員】

はい。

【会 長】

それでは、他に特にございますか。本荘委員、ありますか。

【本荘委員】

小金井は、携帯サイトの開設はしていらっしやいませんよね。

【総務課長】

携帯でも見られるようなサイトで、一般的なホームページの中で携帯でも見ら

れるような形でサイトは登録してございます。

【本荘委員】

分かりました。

【総務課長】

ホームページからも入れますので、リンクでたどれるように、携帯サイトと、あとマークも含めて、ホームページに登録してあると思います。

【会 長】

他にないですね。それでは、本件の諮問事項について、承認といたします。

それでは、次の諮問第3号の関係につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の6ページを御覧ください。諮問第3号は小金井市職員互助会福利厚生事業業務委託でございまして、条例第27条第3項関係の委託の諮問でございまして。担当は職員互助会事務局ということになります。

今回の内容ですが、まず職員互助会というものは何かということですが、これは、職員相互の共済及び福利の増進を目的として、小金井市役所の職員、基本的に全職員によって構成された組織でございまして。

諮問の内容でございまして、これまで職員の福利厚生事業は互助会事務局が直接行っておりましたが、今年度からは部分的に外部に業務委託、いわゆるアウトソーシングを行って、民間のスケールメリットを生かした効率的で効果的な福利厚生事業を行おうというものでございまして。委託の概要とイメージにつきましては、7ページと8ページにございまして、御覧いただければと思います。委託する個人情報については、小金井市役所の職員の互助会正会員の氏名・性別・共済番号・所属又は勤務場所でございまして、継続的な委託をいたします。個人情報の保護措置としては、諮問書6ページの受託者への条件で10の条件を示しておりますが、この条件で行いたいと考えております。以上です。

【会 長】

ただいま事務局から報告がございましたが、この諮問第3号につきまして御意見、御質問をお願いします。本荘委員、お願いします。

【本荘委員】

この諮問事項につきまして、素朴にこれはこの審議会に諮問すべき事柄かという疑問を持ったのですが、職員の方の個人情報ということですよ。そうすると、

素人考えでは、これは内部で処理すべき問題じゃないかなと。条例も見てみたのですが、市の個人情報保護条例が対象としている個人情報の範囲というのが明確に分からなかったのですが、例えば目的規定には市民の基本的な人権を擁護すると、やはり市民に限定していて、もちろん職員の中に市民の方はいらっしゃるのですが、市民に限定されているような印象を受けたのです。ただ、私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが。

【会 長】

これは答えていただく前に、互助会と市の組織そのものとの基本的な関係性というのが、職員互助組織ではあっても、基本的関係性というのがあるわけですね。例えば助成関係があるとかいうことになると、関係性がやはりないとは言えないわけで、そういうことを含めまして御説明いただければありがたいと思います。総務課長、それではお願いします。

【総務課長】

まず個人情報の定義としましては、基本的に個人情報保護条例で保護される個人情報というのは、基本的には個人が特定される情報であって、市が保有する職員情報につきましても、個人情報の届出については今までも行っております。今回についても、互助会は職員相互で組織し、市から一定の補助や職員が支払う会費によって運営されていますが、基本的にそういう会の個人情報の委託については、市として委託するわけですので、今回も基本的な個人情報の届出として、諮問して、答申を得た上で委託したいと考えております。

あと、互助会の詳細については担当課から説明があれば。

【本荘委員】

私が一番お聴きしたかったのは、守られるべき個人情報の中に小金井市役所の職員の方が全面的に入っているという理解でよろしいでしょうか。

【総務課長】

はい、よろしいです。

【本荘委員】

では、本条例は全面的に職員の中の個人情報も対象に入れているということで考えてよろしいのですね。分かりました。

【会 長】

では、よろしいでしょうか。

他にこの諮問事項について御意見、御質問ありますでしょうか。ないようです

ので、これを承認いたします。

それでは、諮問第4号について御説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問書の9ページをお開きください。諮問第4号は特別支援学級生徒の位置確認システム委託でございまして、条例第27条第3項の委託の諮問でございまして、担当課は学務課となります。

また、この件につきましても、先ほどの届出の報告の中で保留しておりましたので、届出の報告を先にさせていただきたいと思っております。報告書の9ページの届出番号31-37の特別支援学級生徒の位置確認システム利用申請書でございまして、このシステムは、特別支援学級の生徒が登下校時等に所在不明となった場合に、保護者がその生徒の現在地を確認できるようにすることを目的とするものでございまして、このシステムの利用希望者の申請書の内容についての登録でございまして、個人情報の内容は、利用者の氏名・性別・生年月日・住所・学校名・学年・電話番号で、届出書のとおりでございまして、収集方法は本人からで電算入力はいしません。委託処理となります。これが届出の内容でございまして。

それでは、諮問の内容でございまして、システムの委託の概要につきましては、諮問書の10ページに簡単に示してございまして、一言で申しますと、これは、GPSの端末を当該生徒に身に付けていただいて、万が一所在不明となった場合については、そのGPSの情報と、まだ業者によってどうなるか違うのですが、多分携帯の基地局の情報を含めて、生徒の所在を探索しようというようなシステムでございまして、基本的に、受託業者は保護者からの連絡に基づきまして生徒の現在位置を探索すると、その位置を保護者に伝え、保護者がみずからそこに出向いて生徒を保護するという手順になろうかと思っております。継続的な委託となり、個人情報の保護措置としましては、諮問書9ページの受託者への条件、これは9条件ありますが、この条件で考えております。以上です。

【会長】

ただいま諮問第4号に関しまして事務局から御説明がございました。御質問、御意見等あればお願いいたします。本荘委員、お願いします。

【本荘委員】

これを見て真っ先に感じたのは、場合によっては犯罪に利用されかねないような、そういう情報管理をあえて外部に委託するということは、やはりそれなりの特別の理由があると思うのですが、内部ではできない理由をまずお聴かせいただ

きたいのと、どうしてもこれは市の内部ではできないということであればやむを得ないかもしれませんが、そうしますと、どの業者と契約をするのかと。かつて契約関係は本審議会の権限がないというお話もありましたが、ただ、こればかりは個人情報保護と契約関係が直結するような問題だと私は個人的には考えるのですが、その2点をお聴かせいただけますか。

【会 長】

それでは、担当課長から御説明をお願いします。

【学務課長】

それでは、このシステムにつきまして御説明をさせていただきます。私共、この考えは、特別支援学級の生徒が登下校時に所在不明になった場合に、それを発見できるシステムが現在ございます。それを活用して生徒の現在位置を早期に確認することによりまして、事故の防止を図るなど、生徒本人及び保護者が安心して学習できる場の確保をいたしたいと、このような目的で考えております。

そして、背景でございますが、実は、平成18年の3月に私共の中学校の女子生徒が下校途中に不審者に連れ去られるという事件がございました。この際、その女子生徒につきましては、保護者が当時のPHSを保持させておりましたので、一定の時間の中で保護ができました。それから、もう1件、平成19年の1月に、今度は男子生徒が登校時に通学路を誤りまして、行方不明になりました。これにつきましては、市、教育委員会挙げまして、数百人の態勢を整えて捜索をしましたが、都内で保護されたという状況がございます。この生徒の場合は、GPS等は保持をしておりませんでした。その二つの事件がございまして、私共やはり学校施設の設置者としては、学校管理下の中でそういう安全措置の部分を押えていかなければならないのではないかというような考えを持ちまして、今回、このGPS利用のシステムを利用させていただきたいと考えています。

それで、原則的にもこれは、保護者が例えば電話等で業者に探索をお願いして現在位置を知る、あるいは保護者自身が、携帯やパソコンで直接検索をして本人の所在を知ると、そのような方法等になるかと思いますが、あくまでも保護者が検索をするというような時点で、もし私共のほうに保護者に依頼をかけて、保護者から現在地を知ることによりまして、私共が本人を保護するという行為もできるかと考えております。以上です。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【本荘委員】

以上のような理由で、市の内部では処理し切れないということなののでしょうか。

【学務課長】

なかなか難しいと思われます。

【本荘委員】

技術的にということでしょうか。

【学務課長】

先程の2例目の場合は全く直線距離を歩いておりまして、実は、中学校の場合、いわゆる社会適応訓練といいますか、通学をすることによるものを訓練としてさせていただいているのですが、その際に、ちょっと親御さんが見落としまして、それで本人の行方が確認取れなかったというような状況がありました。

【本荘委員】

申しわけありません。ちょっと言葉が足りなかったようなのですが、私が一番心配しているのが、結局これだけの情報が受託業者に流れて、つい先日もアメリカファミリーと大日本印刷の関係で情報漏えいがありましたね。私も被害者の1人ではあるのですが、それ以降、変なセールス電話が毎日1回は必ずかかってくるようになりまして、結構深刻に受け止めているのですけれども、仮に、危機管理の鉄則は最悪を考えますと、私が受託業者の1人で、この情報を管理する立場にあって、お金に困って身代金誘拐を考えたときに、うってつけの情報だと思うのです。そういったリスクを冒しながらでも外部に委託するにはそれなりの根拠があるであろうということでお聴きしたのが1点と、それでも外部委託が必要であれば、業者の選定が極めて重要なので、その契約関係についてもお聴きしたのが2点目ということなのですが。

【学務課長】

このシステム自体、私共で考え出したものではなくて、以前に審議会で許可をいただきました認知高齢者の徘徊通報システムというのがございました。いわゆる高齢者の方が行方不明になる状況を家族が保護するシステムが確かあったかと思いますが、私共はそのシステムを活用させていただいて、より生徒の安全な学習環境をつくっていきたいと思っております。

【本荘委員】

これは各個人が直接契約をするというわけではなく、その間に市が介在して、

経費も市が負担するということなのでしょうか。

【学務課長】

はい、そのつもりです。

【本荘委員】

では、もう半ば強制的に端末も。

【学務課長】

いえ、現在特別支援学級が中学校に1か所ございますが、あくまでも保護者の方に御希望を取りまして、それを御利用いただけるような形で対応していきたいと考えております。

【本荘委員】

こういう個人情報も外部の業者に提供するというを十分説明した上でということになりますね。

【学務課長】

そうですね。それは私共もそうさせていただきます。

【本荘委員】

それでもやはり最悪のことはあり得るわけで、そのときはやはり、市がかかわっている以上は、市も責任を負うという御覚悟で取り組まれるという理解でよろしいでしょうか。

【学務課長】

そうですね。それだけの業者選定をする必要がありますし、また、そのリスクを考えて保護者の方とお話をして、それでもやはり、御本人が行方不明等になるという最悪の場合を考えますと、やはり必要なシステムではないかなと思う次第です。

【会 長】

では、戸張委員、お願いします。

【戸張委員】

今の御回答の中で何とか想像はできたのですが、業務の目的のところ、「登下校時に所在不明になったと思われる中学生生徒」と書いてありますけれども、中学生と限定しているという意味をもう一度御説明いただきたいのですが。

【学務課長】

市には、障害学級につきましては小学校にも4クラスございますが、小学校につきましては、スクールバスを利用して通学等をしておりますので、やはり中学

生に限定して利用していきたいということでございます。

【戸張委員】

はい、分かりました。

【会 長】

ありがとうございました。

他に特にございますか。白石委員、それではお願いします。

【白石委員】

事業の必要性と委託についてはやむを得ないかなというように思っているのですが、具体的にちょっと絵柄を思い浮かべてみると、例えば私が親だとすると、うちの息子・娘がどうもいなくなっちゃったと、それで探してくださいと電話かメールでやるときに、私が確かにこのPHSを持っている子の保護者であるという確認さえできればいいわけなのですが、何で業者に氏名・住所・性別・生年月日・学校名・学年・電話番号まで情報提供しなきゃいけないのかというところがよく分からないのです。極端に言えば、パスワードとIDがあって、そのPHSを持っている人が保護者であるという特定ができてしまえば、この情報を全部出さなくてもいいのかなというように思うのですが。要するに電話で、よくあるケースですけれども、大変恐れ入りますがおたく様のお子さんのこうこうこういうふうなことをおっしゃってくださいと、それで個人を特定するというシステムにならざるを得ないのかどうか。極端に言うと、単なる記号だけで確認できれば、ここまでの個人情報業者には出さなくても、業務としては遂行できるのかどうか。その辺をちょっとお聴かせいただきたい。

【学務課長】

全く申しわけありませんが、いわゆる高齢者の徘徊システムを踏襲していたものですから、そこら辺の細かなところを精査しておりません。今委員さんのおっしゃったような形の、実際に契約をする際に、必要最小限の個人データで可能であるかと思っておりますので、そこは実際の契約の中で絞り込んでやらせていただきたいと思うのですが。

【会 長】

そういうふうに運用で対応を取ると。

【白石委員】

そうですね。やはり必要最小限度というか、その情報の関係性を特定することはどうしても必要だと思うのですよね。第三者が介在するということを防がなけ

ればいけない。ただ、確認をするためにはどこまでのものが必要なのかという精査はもう一度お願いしたいと思います。

【会 長】

それでは、相当議論が出ましたけれども、中身がまた具体的にも明らかになりました。御質問がないようですので、本件につきまして承認をいたしたいと、そのように存じます。どうも御苦労さまでした。

【白石委員】

次回のときに結果を報告していただくようにできませんか。

【学務課長】

そうですね。分かりました。

【会 長】

対応をしたいという担当者の御返事でございますので、次回、そのことにつきまして確認をさせていただきます。

以上をもちまして本日予定しております諮問事項につきましての審議は終了いたします。

そこで、本日の日程の「その他」の事項に移りたいと存じます。事務局から、その他の報告等が日程表ではア及びイという2点が予定にございますので、事項アから御説明をお願いいたします。なお、このアにつきましては、前回の審議会における諮問事項に関する担当課からの追加の報告という扱いをいたしております。

それでは、報告をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、前回の諮問の東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて、いわゆる宿題が残っておりましたので、前回答申をいただいたのですが、その宿題ということで、保険年金課からその後の経過を踏まえて御報告申し上げます。その他のつづりの2ページから4ページに、前回諮問したときの内容とそのときにつけた概略、イメージ図を示しておりますが、今回新しく、1ページのところにある、こういうようなイメージになるということで図面をつけておりますので、これに基づいて担当課から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、担当課、お願いいたします。

【保険年金課老人医療係長】

前回提出させていただきました図面、今回の資料の4ページになりますが、この資料につきましては、前回説明差し上げた時点ではまだ系統的に煮詰まったものではございませんでしたので、大変見づらいものになってしまいまして、誠に申しわけございませんでした。それにつきまして、今回新たにネットワーク図を作成し直しをさせていただきますして、作成し直したものが1ページになっております。つきましては、今回はこの1ページ目のネットワーク図を用いて御説明をさせていただきますと思います。

前回、広域連合と小金井市との責任範囲ということで御質問をちょうだいいたしまして、そのことについて今回はお答えをさせていただきますと思います。このネットワーク図の中で、右側の方になるのですけれども、「区市町村庁内」と一番上に書いておりまして、その下で、点線で囲ってあるところがあるのですが、一番上にまず点線で囲ってあるところで「画像レセプト端末」、その下に「広域連合作業範囲」、その下に「区市町村作業範囲」、この大きな点線の中で、三つの小さな点線でその作業範囲が分けてございます。この中におきまして、この真ん中のところがございます「広域連合作業範囲」、その下にあります「区市町村作業範囲」、この間のところにあります「責任分界点」、黒い長い丸になっているところがございます、こちらのところが広域連合と小金井市との責任範囲の境になります。ですから、ここのところをもって、この責任分界点、このネットワーク図においてはこの上側が広域連合の責任範囲、それからこの下側が小金井市の責任範囲ということになります。

あと、この責任範囲に関しまして、当然、セキュリティーのことが問題になってくると思います。セキュリティーのことにつきましては、この図面の中では「ファイアーウォール」、いわゆるセキュリティーを用いる際のデータの侵入や、また要らないデータを出してしまう、又は取り入れてしまう、そのフィルターの役割をするシステムなのですが、これが2か所設置されております。場所は、まずこの上のほうの「F/W」と書いてあるブロック塀のようなところ、それからその下の責任分界点の上のところのブロック塀のようなもの、これがファイアーウォール、いわゆるフィルターの設置場所になります。現在、この上のほうのファイアーウォール、こちらのほうについては設置工事を本日举行っております。それから、この下のほうの責任分界点の上のファイアーウォールについては、今後広域連合からヒアリングがございまして、オンラインでつなぐ際にはこのファイア

ウォールを用いる、また、媒体を用いる際にはこのファイアーウォールを用いないということになっております。それで、小金井市の場合にはオンラインを用いるということになっておりますので、このファイアーウォールを用いるという形で、今後、そのヒアリングの対応をしていきたいと思っております。

説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【会 長】

ただいま、前回状況の進行に伴う追加の説明をお願いしたいということを審議いたしておりましたが、それに対する追加資料をつけての御説明でございました。御意見、御質問あればお受けしたいと存じます。

それでは、会長から1件だけよろしいですか。1ページの後期高齢電算処理という説明図でございしますが、ここに責任分界点ということが黒い楕円形の丸で明確に書かれて、これは広域連合作業範囲の点線内にある絵になっております。これはあくまでも絵での確認であります。文言での確認というのは、何か広域連合と個別の自治体との間で、文書でこのことが確認された上でこの絵があるのでしょうか。これは感覚的に書かれた絵なのでしょうか。

【保険年金課老人医療係長】

この件につきましては、現在、説明会等がございまして、その中で既に責任分界点という説明は広域連合から受けております。ただし、文書によるこちらのほうが責任分界点になるというような取交わしは、まだしておりません。ただ、この件については、いずれ間違いなくここが責任分界点になりますし、また、今後、そのような文書を取り交わす予定もございまして、引き続き精査していきたいと思っております。

【会 長】

絵も証票になると思うのですけれども、できたらこういう広域ネットワークの書類の責任分界でございまして、何か裏付けの文言をやはり取交わしの中で1か所明確に入れておいていただいた方が安心なのですが、念のために文書での確認とか。絵の確認というのは確かに見て分かるのですけれども、あくまでもこれは模式図に過ぎないものでございまして、文書で確認していただけたら、会長の老婆心も少し安らぐということではございますが、よろしく願いいたします。これは意見でございまして。

他に皆様からこの件につきまして御質問、御意見ございませぬでしょうか。それでは、これを了承いたします。

続きまして、その他の案件は、次回7月の開催日程ですが、会場の都合で事務局案として7月27日（金）となっていますが、よろしいでしょうか。では、次回は7月27日（金）午後6時から当801会議室において開催いたします。何とぞよろしく御出席のほどお願い申し上げます。

【村岡委員】

その他の議題とは関係ないのですが、よろしいでしょうか。

【会 長】

では、その他のもう一つその他といたしまして、どうぞ。

【村岡委員】

つい最近、この2、3日の情報で、自治体関係の職員がいろいろな重要な情報を持ち帰って、ウィニーというソフトを使ってどんどん情報が漏れているという情報がありました。それで、ソフトの購入については、もちろん個人が購入するわけですので個人の選択なのですが、まして市役所の職員として持って帰るといふことは想定していないと思うのですが、ソフトの使用に関するガイドラインというのでしょうか、個人情報を出させない、そういう教育とか指導上のガイドラインというものを、ソフト使用の問題で今後検討していく必要があるかと思うのですが、何か市役所で今対策をとって行っているようなことがあれば教えてください。

【会 長】

それでは、ただいま村岡委員から、その他の議題には上がっていないのですが、基本的な事項に関する御質問がございましたので、それでは、総務課長からお答えをお願いします。

【総務課長】

基本的には、市役所内部にコンピュータとしてあるのは、基幹系のシステムとして、一つは住民基本台帳などになりますけれども、それと、もう一つは、内部情報端末としていわゆるグループウェアとか、職員がエクセルとかワードなどを使う端末、これはみんなネットワークでつながっているのですが、これらがございいます。ただ、その基幹系のシステムと、いわゆる非常にセンシティブな個人情報を扱うものといわゆる内部情報という職員がおのおの庁内の連絡に使ったり自分でワードとかエクセルを使ったりするネットワークとは物理的に切っておりますので、例えば個人情報そのもの、センシティブな税情報とか住基情報とかいうのを職員が日常的に使っているパソコンに取り込むということは、ネットワ

ークが切れていますので、できないようになっているということがまず一つでございませう。

あと、基本的に内部情報の端末には、標準的に情報システム課で用意したソフトウェアが、通常ワードとかエクセルとか日常的な業務に使うのに十分なものが入っております。ただ、その他にどうしてもその課の業務に必要なものがある場合については、情報システム課の了解を得た上で初めてインストールできるようになっております。勝手に自分たちでやってはいけないという扱いになっていますし、基本的にはインストールしようとしてもはじかれるような設定、これは相当の専門家ならまた別だと思っておりますが、素人、一般的な技術の者ではインストールできないような形になっておりますので、そういう意味では、個人情報漏えいするような、ウィニーとかそういうものについては一般的には入れないというようなことになっております。ただ、これはもう、セキュリティーについては最悪のことを考えなければいけないわけで、そういう意味では、技術が非常にある者がいろんなテクニックを使えばできるかもしれませんが、そういう意味では、ウィニーなどについては、一昨年に問題になって以来、内部情報にどういうものがインストールされているかどうかについての調査を行い、現状のところ、そういうものは入っていないということでございませう。

個人情報、特に住基情報の漏えい、この間報道されていませうが、これについては、御存じと思ひませうが、いわゆる市町村合併があつて、データを移動しなければいけないために、パソコンに取り込む作業を業者に委託して、その業者を経由してウィニーで漏えいしたということでございませう。このことについては、基本的には、住基とかそういうものの個人情報については、職員個人の使うものには取り込めないように物理的になっていると同時に、それは扱ってはいけないということになっていませうので、そのような意味では、このような情報については現時点ではあり得ないと思ひませう。ただ、セキュリティーについては完璧というのではありませんので、今後ともやはりそういうものについていろいろな意味での点検や職員の教育を含めて、常に緊張感を持って行つていきたいというように考へておひませう。

【会 長】

村岡委員、よろしいですかね。

【村岡委員】

あまりにも最近よくニュースで聞くものですから。分かりました。

【会 長】

市役所の職員が直接目の届く範囲で管理という点では、今の総務課長のお答えは、私も今できる限りの一つの限度でやっておられると聴きながら思ったのでありますが、この委託契約等、何か条かの守秘義務、具体的な規定に基づいて契約した業者が、窓口となった主体は確かにその社の責任でありますけれども、その作業で大規模企業であればあるほど多重の作業の階層構造が委託したり、内部でまた分担したり、そうするところで個人のパソコンに書き込まれてしまったり、その方がたまたまウィニーを持っていたら、それが原因で一般社会に流出してしまうというようなことが、近年では自治体についても、先ほどの指摘にありますとおり、起こっております。そういうことを含めまして、なお一層内部管理と同時に外部について、アウトソーシングというのは、今日の審議を見て分かりますように、極めて多くなっておりますので、契約先に対して厳重に、かつ慎重に、さりとて能率も落としてはまずいではありますが、そこをきちんとマネジメントしていただくような、そういうトータルのセキュリティー・システムをぜひ、人の力だけではなく、組織システムで管理できるようなシステムが工夫によってでき上がると非常に安心度は向上すると思うのですね。しかし、我々が関知し得ないところでどういう事態が今後起こるかもしれない。100%安全というのは確率的にあり得ないことではないかと。未来形については、それはもう日本中のありとあらゆる職域において起こることですので、村岡委員の追加の質問は、情報保護と公開の両方にかかわる、素朴ではあったけれども、極めて基本的な質問であったと会長も認識いたしますので、そのことをきちんと記録に残していただいて、ぜひ市を挙げてしっかりやっていたらありがたいと、そのように念じております。どうもありがとうございました。

それでは、本日は長時間にわたりまして慎重審議をいたしました。本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会といたします。皆様御苦勞さまでございました。